

資料4

諮問

福岡県環境総合ビジョンについて

環政第 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部環境政策課)

福岡県環境総合ビジョンについて (諮問)

本県では、地球温暖化(気候変動)、生物多様性の悪化等の様々な環境問題の状況変化に的確に対応し、環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会を目指すため、令和4年3月に、SDGs(持続可能な開発目標)と関連付けた「福岡県環境総合ビジョン(第五次福岡県環境総合基本計画)」(令和4年度～8年度)を策定し、総合的・計画的に環境行政を推進してきています。

このような状況において、我が国全体で2050年カーボンニュートラルの達成や自然再興に向けた動きが加速しており、本県においても一層の取組の強化が求められています。さらに、2030年代後半に想定される太陽光パネルの大量廃棄や海洋プラスチックごみをはじめとしたマイクロプラスチック問題等にも対応するために、資源循環の取組を促進することが必要です。脱炭素社会への移行、自然共生社会・循環型社会形成の推進は、環境問題の課題解決において密接に影響し合っており、それらの統合的な推進が不可欠です。

そこで、これまでの取組の成果も踏まえつつ、令和9年度以降の本県の環境行政の指針を示す「福岡県環境総合ビジョン(第六次福岡県環境総合基本計画)」を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。

福岡県環境総合ビジョン（第六次福岡県環境総合基本計画）の策定について

1 役割

環境基本法第7条の趣旨及び県総合計画を踏まえ、本県の環境のあるべき姿を示し、持続可能な社会の実現に向けた取組の方向性を明らかにするもの。

2 位置付け

本県の環境分野における基本的な施策大綱であるとともに、環境教育等促進法（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）第8条の行動計画としても位置付け。

3 計画期間

計画期間は現行ビジョンと同様に5年間（2027-2031）と設定。
ただし、方向性や将来像は長期的視点を踏まえたものとする。

4 各政策分野のキーワード

横断的施策	地域づくり・人づくり
	グリーン化・グリーンイノベーション
分野ごとの施策※	脱炭素
	循環型社会
	自然共生
	生活環境保全
	国際環境協力

※分野ごとの施策も横断的な施策に影響を与えることに留意

5 策定スケジュール

令和8年2月	審議会（諮問）
令和8年4月～	専門委員会※
	審議会（中間報告）
	パブリックコメント（2週間）
	専門委員会（答申案とりまとめ）
令和9年1月	審議会（答申）
令和9年3月	県議会議決、策定

※専門委員会は審議会（中間報告）までに3回程度開催

環境基本法（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（抜粋）

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
 - 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
 - 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項
- 3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。